

狭山台北小学校跡利用計画（案）について

1 跡利用の前提条件

- (1) A棟の一部に設置されている通所型介護予防施設は、現状のまま存置する。
- (2) 現在の狭山台南小学校の教室の一部を利用し活動している「工房夢来夢来」の活動場所を、狭山台北小学校の跡施設内に移転する。
- (3) 新狭山地区にある社団法人狭山市シルバー人材センターの事務所を、狭山台北小学校の跡施設内に移転する。
- (4) これからの地域社会を担う人づくりと人を活かす仕組みづくりを目的とする（仮称）狭山元気大学の施設を、狭山台北小学校の跡施設内に設置する。
- (5) 地域におけるコミュニティ活動やまちづくり活動の場として利用する施設を、狭山台北小学校の跡施設内に設置する。
- (6) 狭山市駅西口地区の新都市機能ゾーン内にある狭山市医師会立狭山准看護学校を、狭山台北小学校の跡施設内に移転する。
- (7) 体育館及び運動場については、地域の公共的団体やスポーツ団体の利用にも供する。

2 跡利用のコンセプトとゾーニング

(1) コンセプト

跡施設については、若者から高齢者まで、様々な世代が集い、様々な学び、交流、活動等を通じて、元気な狭山を発信する拠点としての利用を図ることとし、跡利用施設の全体コンセプトを次のとおりとします。

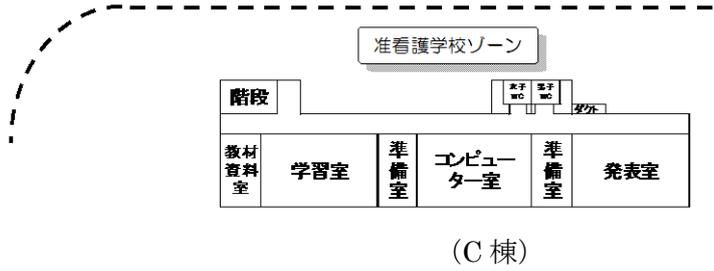
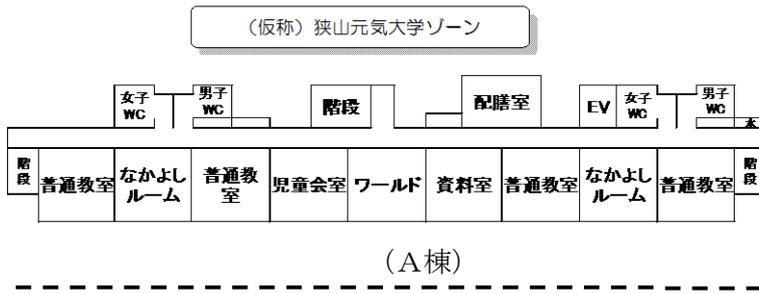
「（仮称）狭山元気プラザ」

(2) ゾーニング

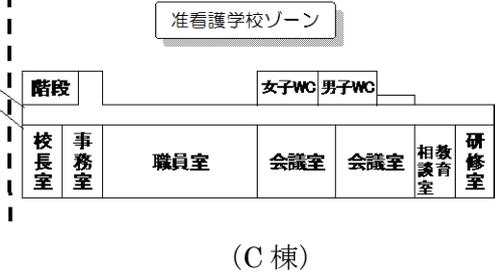
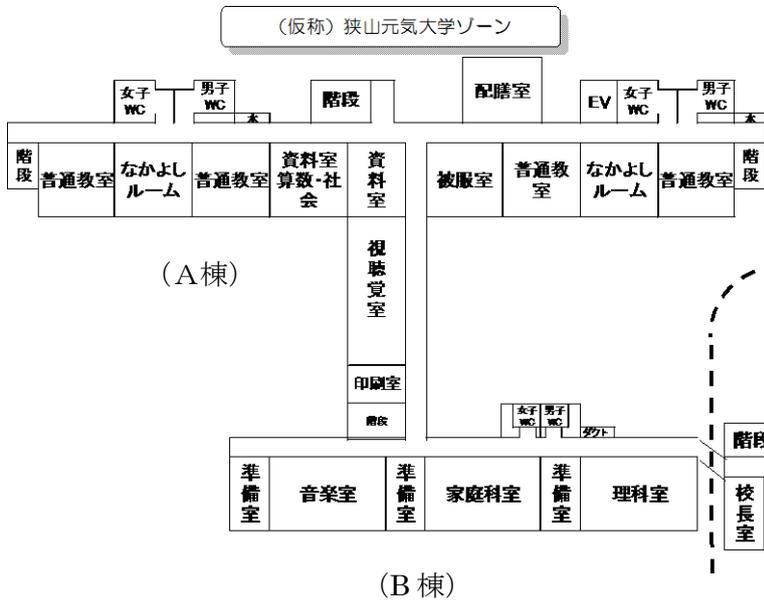
跡利用施設の全体コンセプトを踏まえて、跡施設を次のゾーンに区分します。

- | | | |
|-----------------------|---|---------------|
| ① A棟（2・3階）、B棟（2階）、体育館 | ➡ | （仮称）狭山元気大学ゾーン |
| ② A棟（1階） | ➡ | 福祉活動支援ゾーン |
| ③ B棟（1階）、学童保育室 | ➡ | 地域利用ゾーン |
| ④ 運動場、プール | ➡ | 共通利用ゾーン |
| ⑤ C棟（1～3階） | ➡ | 准看護学校ゾーン |

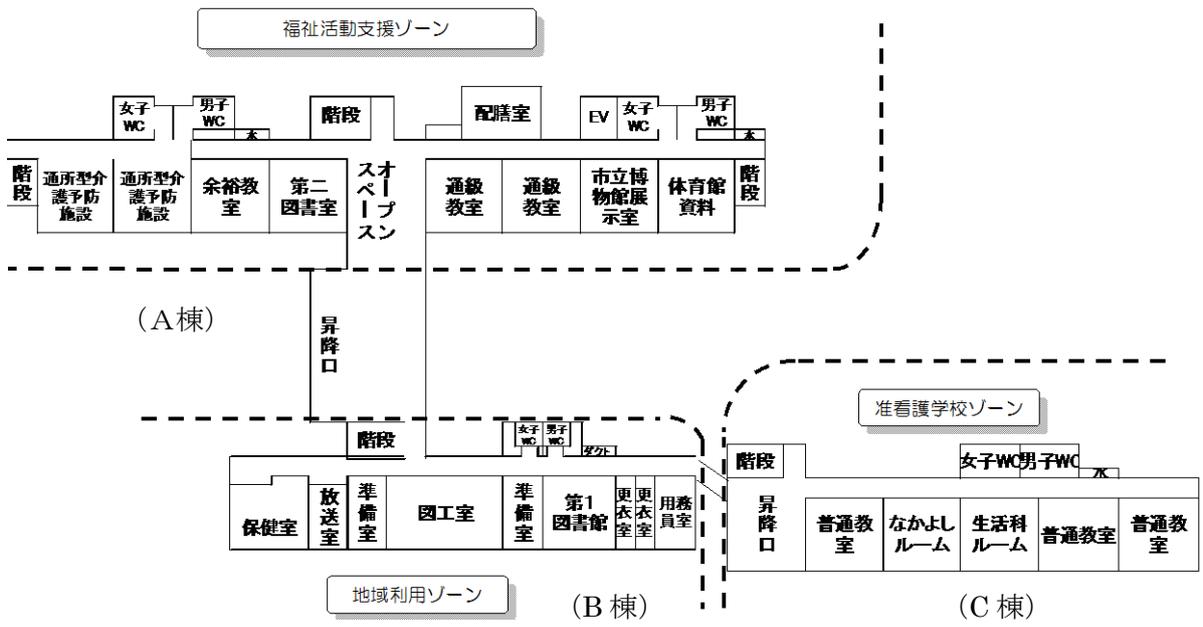
校舎 3階



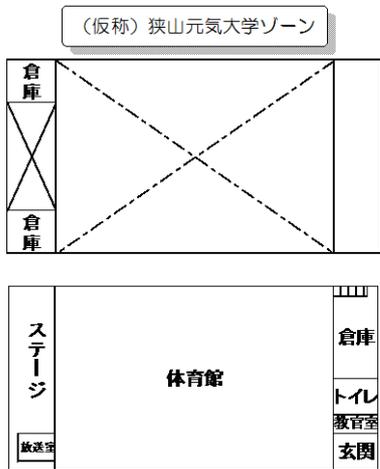
校舎 2階



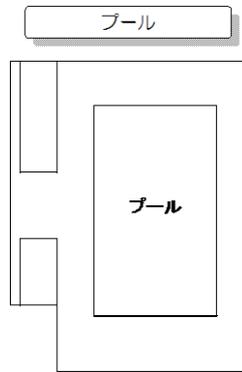
校舎 1 階



体育館 1、2 階



プール



学童保育



3 ゾーン別利用計画

(1) (仮称) 狭山元気大学ゾーン

ア 目的・機能

本ゾーンは、(仮称) 狭山元気大学の開設理念である、元気な狭山を支える人づくりと人を活かす仕組みづくりを目的とし、具体的には、これからの地域社会を行政と協働して担っていく人材の育成と、人材の育成による学びの成果を地域社会のなかで活かす仕組みづくりを行うために、次の事業を実施します。

- ・ 教育・学習事業

主体的に地域社会に参画し、これを担っていく人材を育成するため、コミュニティビジネスの起業、地域課題や行政課題の解決に主体的に取り組むボランティアの育成、行政等と協働して地域課題や行政課題の解決に取り組むサポーターの育成を内容とする、実学実践を重視した学びを提供します。

- ・ 人材バンク事業

元気大学を修了した者を対象に、修了した学科・コースのみならず、修了生が持つ技能等を含めてデータベース化し、修了生の地域活動への参加をコーディネートすることなどに活用します。

- ・ コーディネート事業

元気大学の修了生が、学びの成果等を活かして、地域社会のなかで活動することができるよう、修了生のニーズと地域のニーズとをつなぐコーディネートを実施します。

- ・ インキュベーション事業

元気大学の修了生が、地域課題等の解決に向けて、主体的にコミュニティビジネスやボランティア活動を立ち上げるにあたり、これを支援します。

- ・ フォローアップ事業

地域社会のなかで活動する修了生に対するフォローアップを実施します。

イ 施設・設備

A棟の2、3階及びB棟の2階の教室（合計2, 640㎡）及び体育館（945㎡）について、実施する事業に沿って、次の施設や設備を設置します。

○ 教育・学習事業

普通教室 3 室、大教室 1 室、パソコンルーム 2 室、相談室 1 室、調理実習室 1 室を設置します。

○ 人材バンク事業、コーディネート事業

コーディネート室 2 室を設置します。

○ インキュベーション事業

インキュベーション室 4 室を設置します。

○ フォローアップ事業

教育・学習事業の教室や相談室を兼用します。

○ その他

コミュニティカフェを 1 ヶ所設置します。

また、職員室 1 室、準備室 3 室、講師控室 1 室、実習室 1 室、印刷室 1 室、予備室 2 室、更衣室 2 室、保育室 1 室及び体育館を設置します。

A 棟 3 階



A 棟 2 階



B 棟 2 階



ウ 改修内容

○ 共通改修

建築基準法、消防法等を順守し、防火扉、排煙窓を設置し、天井、壁を難燃性のもの

に変更します。また、個別空調設備、照明設備の変更、コンセントの増設等を行います。

○ 個別改修

職員室、普通教室等にインターネット環境の整備を行います。大教室にはプロジェクター及び可動式スクリーンを設置するとともに、インターネット環境の整備を行います。調理実習室の調理台を大人用に変更します。保育室は保育用に給湯設備を設置し、床をカーペットに変更します。

また、体育館については耐震改修とともに、床及び内装の改修を行います。

(2) 福祉活動支援ゾーン

① 介護予防スペース

ア 目的・機能

本スペースは、介護保険法に基づき、要介護・要支援状態の予防、軽減、悪化防止を図ることを目的とし、具体的には、個々に適したプログラムに基づき、各種の介護予防事業を実施します。

イ 施設・設備

A棟1階の教室2室及びトイレスペース（合計220㎡）を利用し、「元気アップ教室 ちゃきちゃき倶楽部」として既に活動しています。

ウ 改修内容 A棟1階の既存の施設を現状のまま使用しますが、建築基準法、消防法等を順守し、排煙窓を設置します。

② 高齢者活動支援スペース

ア 目的・機能

本スペースは、高齢者が生きがいを持って、充実した生活が送れるよう、高齢者の就労をはじめとする様々な社会参加活動を支援することを目的とし、具体的には、社団法人狭山市シルバー人材センターに管理運営を委託して、同センターが様々な事業を実施します。

イ 施設・設備

A棟1階の教室3室及びオープンスペースの一部（合計280㎡）を利用し、事務所1室、研修室2室及び活動室1室を設置します。

ウ 改修内容

○ 共通改修

建築基準法、消防法等を順守し、防火扉、排煙窓を設置し、天井、壁を難燃性のものに変更します。また、個別空調設備、照明設備の変更、コンセントの増設等を行います。

○ 個別改修

事務室には、インターネット環境の整備を行います。また、オープンスペースの一部を使用するため、廊下と活動室との間に仕切りを設置します。

③ 障害者活動支援スペース

ア 目的・機能

本スペースは、障害者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、障害者の様々な活動や交流を支援することを目的とし、具体的には、障害者とボランティアで組織する団体「工房夢来夢来」に管理運営を委託して、同団体が様々な事業を実施します。

イ 施設・設備

A棟1階の教室3室（合計182㎡）を利用し、活動室3室を設置します。

ウ 改修内容

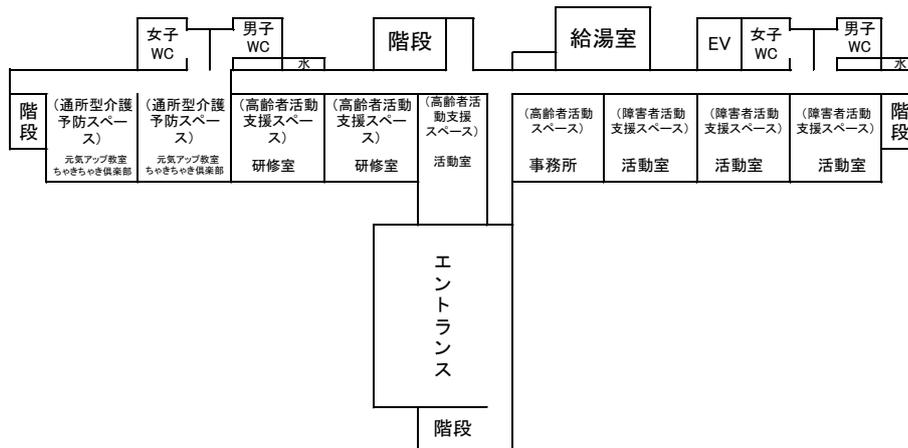
○ 共通改修

建築基準法、消防法等を順守し、防火扉、排煙窓を設置し、天井、壁を難燃性のものに変更します。また、個別空調設備、照明設備の変更、コンセントの増設等を行います。

○ 個別改修

各室に物品整理棚を設置します。また、うち1室には、システムキッチン、給湯器、換気扇、洗濯機台を設置します。さらに、うち1室には畳スペースを設置します。

A棟1階



(3) 地域利用ゾーン

① 地域利用スペース

ア 目的・機能

本ゾーンは、地域のコミュニティの醸成やまちづくり活動の促進を図ることを目的とし、具体的には、狭山台地区センターの分室に位置づけ、地域における様々な活動や交流の場として利用します。

イ 施設・設備

B棟1階の教室(合計400㎡)を利用し、地域交流室1室、まちづくり活動室1室、地域活動室2室、メモリアルルーム1室、事務室1室及び会議室1室を設置します。

ウ 改修内容

○ 共通改修

建築基準法、消防法等を順守し、防火扉、排煙窓を設置し、天井、壁を難燃性のものに変更します。また、個別空調設備、照明設備の変更、コンセントの増設等を行います。

○ 個別改修

地域交流室については、床をカーペットに変更し、流し台を設置します。まちづくり活動室については、作業台を撤去し、床及び給排水設備の改修を行います。メモリアルルームについては、展示収納庫及びピクチャーレールを設置します。事務室については、仕切りを撤去し、インターネット環境を整備します。

② 児童活動支援スペース

ア 目的・機能

本スペースは、児童の様々な活動の支援を目的とし、具体的には、地域子ども教室などの地域における児童の様々な活動の場として利用します。

イ 施設・設備

既存の学童保育室（100㎡）を利用し、活動室を設置します。

ウ 改修内容

学童保育室を現状のまま使用します。



(4) 共通利用ゾーン

① 運動場

ア 目的・機能

跡施設を利用する機関及び地域に体育活動や行事の場を提供することを目的とし、具体的には、跡施設の利用機関が共同利用するとともに、地域の公共的団体やスポーツ団体の利用にも供します。

イ 施設・設備

既存の運動場（9,860㎡）を利用し、不要な遊具は撤去します。

② プール

解体のうえ、跡施設を利用する機関の共同駐車場として利用します。

(5) 准看護学校ゾーン

狭山市駅西口地区の新都市機能ゾーン内にある狭山市医師会立狭山准看護学校をC棟に移転します。C棟の具体的な利用方法等については、今後、狭山市医師会と協議することとします。

(6) その他

A棟とB棟の間の昇降口を共通のエントランスとして利用します。また、段差の解消、スロープ及び自動ドアの設置等により、バリアフリー対応とします。

4 管理運営主体

ゾーン名		管理運営主体
(仮称) 狭山元気大学ゾーン		(仮称) 狭山元気大学
福祉活動 支援 ゾーン	介護予防スペース	介護予防事業受託者
	高齢者活動支援スペース	社団法人 狭山市シルバー人材センター
	障害者活動支援スペース	工房夢来夢来
地域利用ゾーン		狭山台地区センター
共通利用ゾーン		(仮称) 狭山元気大学
准看護学校ゾーン		狭山市医師会

5 管理運営方法

跡利用施設の管理運営については、各ゾーン及び各スペースごとにそれぞれの管理運営主体が行い、管理運営経費についてもそれぞれが負担することとします。

これに関して、利用機関相互の連絡調整を行うため、利用機関で組織する(仮称)狭山元気プラザ運営委員会(事務局：(仮称)狭山元気大学)を設置することとし、建物の保守管理等の各ゾーンに共通する業務については、経費の負担を含めて同委員会が一括して行うこととします。

6 今後の進め方

跡利用（C棟を除く）に向けての今後のスケジュールは、次のとおりです。

	21年度	22年度		23年度		24年度	
	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
計画	跡利用計画作成					利 用 開 始	
建築審査会			建築審査会審査				
改修工事		改修設計		改修工事			

※ 准看護学校として利用するC棟の利用に向けてのスケジュールは、今後、狭山市医師会と協議することとします。